

第38回 中国中学校軟式野球選手権大会

大会日:平成28年8月6日(土)~平成28年8月8日(月)
大会会場:倉敷スポーツ公園マスカットスタジアム
宿泊・弁当のご案内

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社業務に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、岡山県倉敷市におきまして「第38回中国中学校軟式野球選手権大会」が開催されますことを、心よりご歓迎申し上げます。

この大会にあたり、中国地区からご参加いただく皆様の【宿泊・弁当申込】のご案内をさせて頂くこととなりました。

大会当日は万全の準備を整え、皆様方のお越しを心よりお待ちしております。

謹白

名鉄観光サービス(株) 岡山支店
支店長 小田 幸治

■ 総則

- 1) この要項の対象者は、「第38回中国中学校軟式野球選手権大会」に参加する選手・監督・引率
教員・保護者等応援者とする。
- 2) 宿泊に関しては、名鉄観光サービス(株)岡山支店が予定人員を確保しているため、必ず所定の申込
先に申込むものとする。

① お申込・お問合せ先

観光庁長官登録旅行業第55号 社) 日本旅行業協会正会員
名鉄観光サービス(株) 岡山支店
「第38回 中国中学校軟式野球選手権大会」受付係
〒700-0903 岡山市北区幸町8-29 (三井生命岡山ビル9F)
TEL (086) 225-2771 Fax (086) 225-7494
営業時間: 平日(9:15~17:45) (土曜・日曜日・祝日休み)
総合旅行業務取扱管理者: 小田 幸治
担当: 西村・深井・中元寺・中西
e-mail: okayama@mwt.co.jp

② 申込方法

別紙申込書にご記入のうえ、必ずFAXにてお申込ください。

申込締切日：平成28年7月29日（金）

申込書が到着後、宿泊券・弁当券・請求書をご送付いたします。

③ お支払い方法

大会期間中に、大会会場の【名鉄観光デスク】でお支払いください。

④ 申込後の変更・取消について

お申込後の変更・取消の際もお手数ですが、原則FAXにてご連絡をお願いいたします。

■宿泊の取消料金

弊社へのご連絡時期	宿泊日の2日前まで	宿泊日前日まで	宿泊当日
取消料金	無料	宿泊代金の20%	宿泊代金の100%

■弁当の取消料金

大会前日16:00までは無料、以降の取消は全額になります。

⑤ 宿泊のご案内（旅行契約に該当します。下記※欄をご覧ください。）

※宿泊申込書にご記入の際は、A又はBでご記入ください。

宿泊料金 A (1泊2食税・サ込み)	宿泊料金 B (1泊朝食税・サ込み)	利用可能な宿泊施設名	客室タイプ
8,000円	6,500円	山陽ハイツ コートホテル倉敷 倉敷アイビースクエア ベッセルホテル倉敷	シングル ツイン トリプル 和室

※名鉄観光の募集型企画旅行となります。本案内の「ご旅行条件書」をご参照ください。

※ベッセルホテル倉敷の夕食は市内飲食店になります。

※人数多数の場合や宿泊申込状況により、上記以外の宿泊施設になる場合がございます。

⑥ 弁当のご案内（旅行契約には該当しません。）

お一人様800円（お茶付・税込）

受渡日：平成28年8月6日（土）～8月8日（月）

弁当引渡場所：各大会会場【名鉄観光デスク】

弁当引渡時間：11:00～13:00 ※引渡後は、速やかにお召し上がりください。

⑦ 駐車場

マイクロバス・自家用車でお越しの方は、申込書該当欄に必ずご記入ください。

申込先(FAX番号) 086-225-7494

第38回 中国中学校軟式野球選手権大会 宿泊・弁当申込書

学校名		県名	
所在地 (各種券・書類等送付先)	〒 -		
引率責任者氏名		申込日 月 日	
ご連絡先	〒 - TEL () FAX ()		差し支えなければ携帯電話番号もこの欄にご記入ください。

	フリガナ 氏名	性別	申込区分 (※下記参照)	ご宿泊		お弁当		
				8/6 (土)	8/7 (日)	8/6 (土)	8/7 (日)	8/8 (月)
例	オカヤマ タロウ 岡山 太郎	男	①	A	A	○	○	○
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
合計	選手 引率教員 視察員	名・監督 名・コーチ 名・その他	名 名 名	人	人	個	個	個
※申込区分/①選手 ②応援中学生 ③監督・コーチ・引率教員 ④役員・観察員 ⑤一般応援者 ⑥小学生 ⑦バス乗務員								
ホテル到着予定時刻			日 時 分頃					
交通機関 ○をつけてください			JR・大型バス・マイクロバス・自家用車					
駐車場の要・否			バス(全長) M 台			自家用車 台		
備考欄：(その他ご希望等がありましたら、ご記入ください)								

ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社(愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4番8号、国土交通大臣登録第55号、以下「当社」といいます。)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)および当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行のお申し込みおよび契約の成立時期

- (1) 旅行のお申し込みは、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、申込金を添えてお申し込みください。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申し込み手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (3) お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込書を提出しない場合又は会員番号等を通じない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申し込みの際、お1人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払い対象旅行代金」または「取消料」、「違約料」の一部または全部として取り扱います。

区分	申込金(お1人)
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払い対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- (6) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。

3. お申し込み条件

旅行開始日に70歳以上の方、妊娠中の方、現在健康を損なっている方、身体に障害をお持ちの方、補助犬使用者の方などは、特別な配慮(車椅子の手配等)を必要とする場合は、旅行申し込み時にその旨をお申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する追加費用はお客様の負担とします。

また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書のご提出、同乗者・介助者のご同行を条件とさせていただきます。日程の一部変更や参加をお断りする場合があります。

4. 契約書面および確定書面(最終日程表)の交付

確定した旅行日程、航空機の便名、列車名および宿泊ホテル名、集合場所および時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡しいたします。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7~10日目にあたる日より前にお渡しするよう努力いたします)ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目にあたる日以前に旅行の申し込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し前日であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に全額をお支払いいただきます。旅行開始日の前日または前日より前にお支払いしてさかのぼって7日目にあたる日より前にお申し込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までに支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

6. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
 - (ア) 航空運賃および船舶・鉄道運賃等(コースにより等級が異なります)
 - (イ) 空港・駅・港と宿泊機関との送迎バス代金等
 - (ウ) バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
 - (エ) 宿泊代金および税・サービス料金
 - (オ) 食事代金および税・サービス料金
 - (カ) お客様お1人につきスーツケース等1個の受託手荷物運賃(お1人15kg以内が原則となっておりますが、座席等級・方面により異なりますので詳しくは係員におたずねください)手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、一部の空港・駅・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。
 - (キ) 団体行動中の心付け
 - (ク) 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
 - (ケ) その他パンフレット等で含まれる明示したものの
- (2) 上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用できなくても原則として払い戻しはいたしません。

7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- (1) 第6項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
 - (ア) 自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
 - (イ) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
 - (ウ) クルーズ代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、およびこれらに伴う税・サービス料
 - (エ) 傷害・疾病に関する医療費等
 - (オ) 「オプションツアー」等と称し、現地に希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
 - (カ) 「○○○プラン」、「○○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

8. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

9. お客様の交代

お客様は、旅行契約の成立後であっても、旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(お1人様につき10,500円)と共に当社にご提出していただきます。

10. お客様の解除権 旅行開始前

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社らの営業日・営業時間内にお受けします。旅行お申し込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

解除期	取消料(お1人)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日曜旅行にあっては10日目)にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日	旅行代金の 50%
無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の100%

- (2) 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、上記の取消料の対象となります。

- (3) 当社は、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(または申込書)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。

11. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、以下に明示するような当社または当社の手配代行者の管理し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - (ア) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (ウ) 官公署の命令、外置の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (エ) 自由行動中の事故 (オ) 食中毒 (カ) 盗難
 - (キ) 運送機関の遅延・不運・スケジュール変更・経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

12. 特別補償

当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金および入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、死亡補償金として、1,500万円、また、所有の身の回り品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。

13. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。
- (2) 契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)は変更補償金を支払いません。
 - a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
 - b. 戦乱 c. 暴動 d. 官公署の命令
 - e. 欠航、不運、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - g. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置
- (3) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1旅行契約につきお支払い対象旅行代金の15%を乗じた額を上限とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 = お支払い対象旅行代金 × 1件につき下記の率	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降お客様に通知した場合
① 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)を要する	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数発生した場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。
- 注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

14. お客様の責任

お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

15. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「販売店」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。)、旅行申し込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- (2) 当社及び販売店が取り扱うサービス、商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- (3) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、お客様の個人データを免税品店等の事業者に提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、搭乗航空便名等に添付する個人データを、電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)でご確認ください。

(衛生に関する情報のご案内)

渡航先(国又は地域)の衛生状況については、厚生労働省「検査感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。